

ものと考えられるが、衝突により年間5個体程度減少するとしても、セッカの好適地は予測範囲全体に広くあり、そこに生息する数に比して予測される鳥衝突数はごく少数であることから、事業実施区域周辺のセッカ個体群の維持に及ぼす影響は極めて小さいものと予測され、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

#### (カ)生態系の基盤環境及び機能・構造の変化に伴う生息状況の変化

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・法面や滑走路周辺の緑化を行う。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、基盤環境の変化に伴う生態系の「場」としての機能の変化については、セッカの繁殖の場としての機能は事業実施前と概ね変化のない程度となるものと考えられる。また、生態系の構造についても、食物連鎖の各階級を構成する生物群集の多様度指数の変化は小さく、調査地域全体の食物連鎖の構造へ及ぼす影響は極めて小さいと考えられることから、生態系の基盤環境の変化及び生態系の機能・構造の変化に伴う生態系の典型性を指標するセッカの生息・繁殖環境への影響は極めて小さいものと予測され、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

#### ウ)小型コウモリ類

##### (ア)航空機の運航に伴う騒音・振動による生息状況の変化

航空機の離発着に伴う騒音・振動は、騒音については、洞内は屈曲部より奥は見通しがきかなくなる構造であることから、洞口からの光が見えるような範囲以外については騒音はほとんど伝播せず、小型コウモリ類が昼間のねぐらとして利用している場所には騒音は届かないと予測されること、振動についても伝播しないと考えられることから、航空機の離発着に伴う騒音・振動がA洞窟及びD洞窟を利用する小型コウモリ類の生息状況に変化を及ぼすことはないと予測され、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

##### (イ)供用時の航空機運航時に起こる衝突

ヤエヤマコキクガシラコウモリ及びカグラコウモリは、採餌活動として開けた場所あまり利用しないことから、滑走路のような開けた空間を採餌場所としてあまり利用しないと考えられ、航空機との衝突の可能性は極めて低いと予測される。リュウキュウユビナガコウモリは採餌場所が樹林の上空を飛翔するため、航空機との衝突の可能性は極めて低いと予測され、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

##### (ウ)飛行場の施設の利用（照明による生息状況の変化）

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・駐車場等の照明施設は誘虫性の低いものを使用する。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、A洞窟及びD洞窟については洞口周辺の樹林が伐採されないこと、また照明施設は直接洞口を照らすものではなく、